

皮革製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準

社団法人 日本皮革産業連合会

平成 24 年 3 月 23 日

序文

皮革製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準（以下「自主基準」という。）は、社団法人 日本皮革産業連合会の活動領域で取り扱われる多種多様な皮革製品において、消費者の安心・安全への要請の高まりに応えるという観点から、有害物質をできる限り排除するために一定の基準を定めたものである。従って、必要に応じて各企業がより安全性を向上するために基準を定めることを妨げるものではない。

1. 目的

本自主基準は、皮革製品への有害物質の混入を排除し、以て消費者へより安心・安全な製品を提供することを目的とする。

2. 対象製品

本自主基準の対象とする皮革製品の適用範囲については、日本標準商品分類に示されている以下の商品のうち皮革製品に該当するもの。

7 8 衣服（履物及び身の回り品を除く）

7 9 身の回り品

8 2 家庭用繊維製品

但し、一部の非衣料用途は除く。（793、795～798、821、823～826、828 は適用外）

※日本標準商品分類

大・中分類 <http://www.stat.go.jp/index/seido/syouhin/pdf/2cc6.pdf>

小分類 <http://www.stat.go.jp/index/seido/syouhin/pdf/2cc6.pdf>

3. 対象内容・基準

対象物質：特定芳香族アミン 22 物質（別表 1）

基準：所定の試験法により特定芳香族アミンそれぞれが皮革製品から 30 mg / kg を超えて検出されるアゾ色素（染料・顔料）は使用してはならない。

4. 運用

流通各段階において対象物質の不使用宣言書等で基準適合を確認しトレーサビリティを明確化することで、より安全性を高めるための基盤を構築することに努める。

付則

本自主基準は、適宜見直しを行い、対象製品・物質を追加することとする。

別表 1

●対象物質

特定芳香族アミン

CAS No.	物質名称
92-67-1	Biphenyl-4-ylamine (4-Aminobiphenyl)
92-87-5	Benzidine (p-Diaminodiphenyl)
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine (1-Amino-4-chloro-2-methylbenzene)
91-59-8	2-Naphthylamine (2-Aminonaphthalene)
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	5-Nitro-o-toluidine (2-Methyl-5-nitroaniline)
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	4-Methoxy-m-phenylenediamine
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3'-Dichlorobenzidine
119-90-4	3,3'-Dimethoxybenzidine (o-Dianisidine)
119-93-7	3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Methylenedi-o-toluidine
120-71-8	6-Methoxy-m-toluidine
101-14-4	4,4'-Methylene-bis-(2-chloro-aniline)
101-80-4	4,4'-Oxydianiline (4,4'-Diaminodiphenyl ether)
139-65-1	4,4'-Thiodianiline
95-53-4	o-Toluidine (o-Aminotoluene)
95-80-7	4-Methyl-m-phenylenediamine
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine (o-Methoxyaniline)
60-09-3	4-Aminoazobenzene

●分析方法

○前処理は ISO 17234-1/IUC20-1 と ISO/DIS 17234-2/IUC20-2 に準じる。

①脱脂：1g 細片 1mm 角の革をヘキササン 20ml で 40℃、20 分、超音波バスで脱脂、ヘキササン層を出し、再度 20ml を加え同様に脱脂、一晚放置後ヘキササンを蒸発

②還元分解：脱脂試料に 70℃、pH6 の緩衝液 17ml を加え密閉して振とう。20%Na₂S₂O₅ 液 1.5ml で 10 分間還元分解。その後 Na₂S₂O₅ 液 1.5ml

を新たに加え、さらに 10 分加熱後、水で室温まで冷却。

③抽出:還元アミンを珪藻土カラムで液-液抽出で MTBE に移動し MTBE 抽出液を濃縮。

○分析は、ISO 17234-1/IUC20-1 と ISO/DIS 17234-2/IUC 20-2 に準じる。

メタノール抽出液及び校正溶液(22 種特定アミン)を HPLC/PDA (フォトダイオードアレイ検出器)または GC-MS で分析。異性体による誤差をなくするため 2 種類以上のクロマト分析、HPLC、GC、CE、TLC などを行う。

検出した場合はアミンの種類とその値を記す。

●基準値:検出せず (nd)

※下限値 30mg/kg (ISO 17234-1/IUC 20-1,ISO/DIS 17234-2/IUC 20-2)

<証明例>

●タンナー・染革

革卸・革製品製造者殿

染色証明書（不使用宣言書）

年 月 日

法人名
工場名
工場長 氏名 印

御社納入の下記製品について下記の通り証明いたします。

記

皮産連安全性自主基準書に定める所定の試験法により、指定される特定芳香族アミン各々が皮革製品 1 kg 当たり 30mg を超えて検出されるアゾ色素（染料・顔料）は、染色の処方構成成分として使用していない旨証明します。

製品名	品番等	1)薬品メーカー宣言 又は薬品卸宣言 （*宣言書添付）	2)分析証明（結果添付） ※JES認定革は不要
スムーズヌメ	SK-12		○日本皮革産業試験機構
クロムリベラル	TTC-2	○東京薬品	
エコロジカGP	BI990		○JES認定番号090099

*注 認定業者（事業者として全ての取扱品目に関して不使用を宣言済）からの調達の場合、宣言書添付は不要。

供給者（自己）適合宣言書（不使用宣言）

●革製品メーカー

当社は、日本皮革産業連合会策定の自主基準書に準拠して、対象物質を生成する可能性のある色素の使用を行っていないことを宣言します。

1. 宣言の対象：

当社が納入する製品：製品番号 ○○△ 1 2 3 4（全色）

2. 発行者：

法人名：株式会社○○

所在地：〒123-4567 東京都台東区駒形 1-12-13

代表者：代表取締役社長 ▲▲▲▲ 印

3. 上記宣言の対象は、次の事項に適合しています。

社団法人日本皮革産業連合会が発行する「皮革製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準」に定める別表1の特定芳香族アミンが、指定される分析方法により30mg/kgを超えて検出される可能性のあるアゾ色素（染料・顔料）は、当社が納入する製品に使用した素材について使用していません。

①自社において製造し納品を行う製品について、その社外より購入する全ての素材について、別表1の特定芳香族アミンが検出される可能性のあるアゾ色素（染料・顔料）の不使用の確認（調達先の確認または分析試験）を行っております。

②素材別の状況

素材名	不使用宣言のある染色工場	分析試験
・主素材①	○○皮革	—
・主素材②	▲▲染革	—
・裏地	○▲染工 関東事業所	—
・その他副資材	—	□□検査協会

4. 発行の場所及び発行日

場所：□□株式会社 中部事業所

発行日：年月日

更新日：年月日

5. 宣言者の氏名・所属部署（発行者から権限を与えられた者）

法人名：株式会社○○

所属・役職：製造部 製造部長

氏名 ○○○○ 印

供給者（自己）適合宣言書（不使用宣言）

●資材関係

当社は、日本皮革産業連合会策定の安全性自主基準書に準拠して、対象物質を生成する可能性のある色素の使用を行っていないことを宣言します。

1. 宣言の対象：当社が納入する素材：製品番号 XX00000

2. 発行者

法人名：株式会社〇〇

所在地：〒123-4567 東京都台東区駒形 1-12-13

代表者：代表取締役社長 ▲▲▲▲ 印

3. 上記宣言の対象は、次の事項に適合しています。

社団法人日本皮革産業連合会が発行する「皮革製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準」に定める別表1の特定芳香族アミンが、指定される分析方法により 30mg/kg を超えて検出される可能性のあるアゾ色素（染料・顔料）は、当社が納入する素材について使用していません。

①自社において納品を行う素材について、別表1の特定芳香族アミンが検出される可能性のあるアゾ色素（染料・顔料）の不使用の確認（調達先の確認又は分析確認）を行っております。

②素材の状況

素材名	不使用宣言のある染色工場	分析試験
XX00000	●●染革 西日本事業所	—

4. 発行の場所及び発行日

場所：□□株式会社 浅草営業所

発行日：年月日

更新日：年月日

5. 宣言者の氏名・所属部署（発行者から権限を与えられた者）

法人名：株式会社〇〇

所属・役職：製造管理部 部長

氏名 ○○○○ 印